

公的データ提供要請制度を活用できるデータ共有事業を初めて認定しました。 ～海事産業におけるデータ共有事業による公的データ提供要請制度の活用～

総務省、経済産業省及び国土交通省は、株式会社シップデータセンター（ShipDC）のデータ共有事業について、「公的データ提供要請制度」の活用に必要な認定を初めて行いました。

これにより、ShipDC は国等が保有しているデータの提供を要請できるようになりますが、国等の保有するデータと ShipDC が集積する民間データを合わせて活用することで、海事分野のビッグデータ活用が促進され、デジタル時代における新たな海事クラスターの形成と産業全体の活性化につながることを期待されます。

1. 公的データ提供要請制度について

生産性向上特別措置法（平成 30 年 6 月 6 日施行）において、産業競争力強化や社会的課題の解決に向けたデータ利活用を促進するため、オープンデータ政策の一環として、公的データ提供要請制度が創設されました。本制度は、革新的データ産業活用の計画について認定を受けた事業者であってデータの安全管理基準への適合についても認定を受けた者は、協調領域のデータを共有する事業を行うにあたって、国等が保有するデータの提供を要請できる制度です。今回、主務大臣である総務省、経済産業省、国土交通省は、令和元年 6 月 19 日に、データの安全管理基準への適合に関する初めての認定を、ShipDC に対して行いました。

2. ShipDC の革新的データ産業活用の計画の概要と今般の認定の関係

ShipDC の策定した革新的データ産業活用の計画は、海事産業がデータ利活用に注力し、新たな規制への対応やイノベーションの創出につなげられるよう、船舶 IoT データの流通・共有ルールを整備し、データ流通、共有、活用の拡大を目指すものです。具体的には、海事産業に属する多数の事業者が参画する IoS-OP（Internet of Ships Open Platform）コンソーシアム（ShipDC の会員組織）を通じて、海事産業のデータ流通のための権利関係を整備し、データ活用のモチベーションを高め、海事産業の業務改善、新規ビジネスの創出を図るものです。

今般の安全管理基準への適合の認定により、ShipDC の事業に関係する国等が保有する各種海事関係データの提供について申請がなされることが想定されますが、これにより、海事分野におけるビッグデータの活用が促進され、海事産業の活性化等につながることを期待されます。

3. データの共有（公的データ提供要請制度）の施策について

詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/kouteki_data/main.html

【問合せ先】

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 加藤、片山
（代 表）03-5253-8111（内線）43-952、43-953
（直 通）03-5253-8614（F A X）03-5253-1644